

オートキャンプ場における

新型コロナウイルス感染症感染予防ガイドライン（第5版）

一般社団法人日本オートキャンプ協会

広い屋外でゆっくりと時間を過ごすオートキャンプは安全で健康的なレジャーです。新型コロナウイルスと共存する「ウィズコロナ」環境において、キャンパーがオートキャンプを安心して楽しむためには、キャンプ場が十分な感染予防対策を実施するとともに、キャンパーにも感染予防対策をしっかりと実行していただくことが不可欠です。

日本オートキャンプ協会は、キャンプ場とキャンパーが実行すべき感染予防策をガイドラインとしてまとめました。具体的な対策はキャンプ場の立地や施設、その他の要因によって異なりますが、基本的な指針として活用してください。

なお、本ガイドラインは、新型コロナウイルスの拡大状況等を踏まえ、今後必要に応じて更新されます。

1. オートキャンプ場における新型コロナウイルス感染リスク

まず、オートキャンプ場における新型コロナウイルスの感染リスクを知ることが重要です。キャンパーがキャンプ場で、チェックイン、チェックアウト等の際に、従業員とのやりとり、キャンプを楽しんでいるときの同行者とのふれあいといった際の感染リスクを把握することが必要となります。

1.1. 新型コロナウイルス感染の基本

感染予防対策の基本は、3つの感染リスクと、それぞれの感染リスクへの予防策を正しく理解することが大切です。

1.1.1. 感染の種類

1.1.1.1. 飛沫感染

飛沫感染とは、感染した人の咳やくしゃみ、マスクなしの会話などの際に出る飛沫に含まれるウイルスを口や鼻から吸い込むことによる感染です。

1.1.1.2. エアロゾル感染

微細な飛沫（エアロゾル）が空気中を浮遊し、それについていたウイルスを口や鼻から吸い込むことによる感染です。

1.1.1.3. 接触感染

感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、手洗い・消毒をせずに握手したり、ウイルスが付着した場所を触ることで、感染者以外の人の手指にウイルスが付着し、ウイルスのついた手で目、鼻、口に触れることによる粘膜を通じた感染です。

1.1.2. 感染の種類ごとの感染予防対策の基本

1.1.2.1. 飛沫感染の予防

テントやコテージの中を含めキャンプ中、常時マスクの着用・咳エチケットを徹底し、他の人との距離を保ちます。人と人が対面する場所に飛沫防止のスクリーン等を設置します。

1.1.2.2. エアロゾル感染の予防

屋内での大声、歓声、歌唱を控えてエアロゾルの発生を抑えます。テントやコテージの中のごまめな換気を徹底して、屋内のエアロゾルを屋外に排出します。

1.1.2.3. 接触感染の予防

多くの人に触れる箇所や共同で使用する施設等の表面を頻繁に消毒します。キャンパーと従業員に、定期的な手洗いまたは手指消毒を徹底します。

2. 感染リスクの洗い出し

どのような場面で、3つのうちどの感染リスクがあるかを洗い出すことが、感染予防策検討の第1歩です。感染リスクの特定が不十分なまま感染予防対策を検討しても、抜け・漏れが生じたり、従業員やキャンパーに必要以上の「予防策」を求めることになり、いずれも有効性に欠けることとなります。

2.1. 従業員の感染リスク

2.1.1. 日常生活における感染リスク

通勤時や就業時間外、休日等の日常生活においても、さまざまな場面で感染リスクがありますので、従業員には日常生活における感染予防対策を徹底してください。特に新型コロナウイルス感染症対策分科会提言の「感染リスクが高まる「5つの場面」」は避けてください。

2.1.2. オフィス業務における感染リスク

- ・ 高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、手すり、エレベーターのボタン、複写機など）に従業員が触れると、接触感染のリスクがあります。
- ・ マスクを外した従業員同士の会話や打ち合わせの際に、飛沫感染のリスクがあります。

2.1.3. 管理棟内での業務、会議・打ち合わせ等における感染リスク

- ・ 会議や打ち合わせの際の従業員間または外部の関係者との会話により、飛沫感染のリスクがあります。
- ・ 換気の不十分な室内での会議・打ち合わせの際に、エアロゾル感染のリスクがあります。

2.1.4. 休憩時間、昼食時等における感染リスク

- ・ 従業員同士のマスクを外した状態での（大声、歓声及び歌唱を含む）会話や飲食により、飛沫感染のリスクがあります。
- ・ 換気の不十分な休憩室内では、マスクをしていてもエアロゾル感染のリスクがあります。
- ・ 休憩室内のテーブルやイス、共用する食器や調味料入れ等を触ることにより、接触感染リスクがあります。

2.1.5. トイレ・洗面所等における感染リスク

- ・ トイレ内の壁、ドア、便座等に触ることにより接触感染リスクがあります。
- ・ 感染者の便にはウイルスが含まれているため、トイレの水洗時にウイルスを含むエアロゾルが発生するリスクがあります。

- ・洗面所で複数人が歯磨き・うがいをし、マスクを外した状態で会話することにより、飛沫感染・エアロゾル感染のリスクがあります。

2.1.6. キャンパーとの接客・対応における感染リスク

- ・受付対応、案内・説明、プログラム実施などキャンパーへの接客の際に、飛沫感染リスクがあります。金銭收受、キャンパーが使用した用具・器具の受け取り等の際に接触感染リスクがあります。

2.1.7. 清掃業務における感染リスク

- ・感染したキャンパーが使用したコテージ内・トイレ・調理場・洗面所等の壁面や備品等にはウイルスが付着している可能性があり、清掃の際、接触感染リスクがあります。
- ・感染したキャンパーが出したゴミ（特に使用済マスクやティッシュペーパー等）にウイルスが付着している可能性があり、ゴミの収集・分別や移動の際、接触感染リスクがあります。

2.2. キャンパーの感染リスク

2.2.1. 感染しているキャンパーの来訪リスク

無症状の感染者や発症前の感染者は、キャンプ場到着時の検温や体調チェックでは把握できず、本人も感染している自覚がないので、キャンプ場に入場してしまう可能性があります。無症状でも他の人への感染力はあるので、万一、このような人がキャンプ場内に入場し、滞在したとしても、他のキャンパーや従業員への感染を防止する対策が必要です。

2.2.2. 従業員との接触による感染リスク

感染している従業員がキャンパーと接触することで二次感染のリスクがあります。特に、無症状で自身の感染に気づいていない従業員がキャンパーと接客する際に、飛沫感染リスクがあります。

2.2.3. 他のキャンパーとの接触による感染リスク

感染しているキャンパーは、キャンプサイト、炊事場、バーベキューサイト、トイレ、シャワー、洗面所使用時やゴミ処理時などに他のキャンパーと接触することで二次感染のリスクがあります。

2.2.4. 同グループで普段同居していないキャンパー間での感染

同グループで普段同居していないキャンパー間では、食事、テント設営の際など近接した場で接する際に、飛沫感染リスクがあります。また、テントやコテージ内は、密閉された空間で、互いの距離が近い状態で長時間過ごすことになるため、飛沫感染やエアロゾル感染リスクが高まります。

2.2.5. 施設や空間の共有・備品類の共用による感染リスク

キャンプ場の共同施設（トイレ、シャワー、洗面所、調理場、運動施設等）を利用し、テントやキャンプ用具、アクティビティ用備品等をレンタルしたり他のキャンパーと共用したりすることで、接触感染のリスクがあります。

3. 感染リスクに応じた感染予防対策

3.1. 従業員の感染予防対策

従業員の感染予防を徹底することが、従業員間の感染、キャンパーへの感染防止において最も重要となります。

3.1.1. 日常生活における感染予防対策

以下の感染対策の基本を忠実に実施することが必要です。

- ・ 三つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）を**いずれも**徹底的に避ける（特に「感染リスクが高まる「5つの場面」」を避ける）
- ・ 人と人の距離の確保
- ・ 自宅以外の屋内および多くの人がいる場所でのマスクの**正しい**着用及び咳エチケット
デルタ株等の変異株の拡大を踏まえ、正しいマスクの着用及び咳エチケットの徹底（品質の確かな、できれば不織布を着用）。マスクの着用法について、例えば厚生労働省HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」参照
- ・ 定期的な手洗い、アルコール溶液（濃度70%以上95%以下のエタノール等）による手指消毒などの徹底
- ・ 日常の体調確認、毎朝の検温
- ・ **ユニフォームや衣服のこまめな洗濯。**

3.1.2. オフィス業務における感染予防対策

- ・ 出勤前に検温を含む体調確認をします。
- ・ 発熱等の感染が疑われる症状が見られる従業員は出勤を控えます。
- ・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域通知サービスの利用を奨励します。（携帯電話の使用を控える場面では、接触確認アプリ（COCOA）を機能させるため、「電源及びBluetoothをonにした上で、マナーモードにすること」を推奨。）
- ・ オフィス到着時に検温など体調確認をし、管理者が確認します。
- ・ 業務中も常時マスクを着用し、定期的に手洗い、手指消毒を行います。
- ・ オフィス内では他の従業員と互いに正面で向き合わないよう座席を配置します。オフィスの制約でやむを得ず正対して座る場合は、**頭の高さ以上の**アクリル板等を設置して飛沫感染を予防します。
- ・ オフィス内で従業員が共用する機器や、頻繁に触れる箇所は、定期的に消毒液でふき取り消毒します。**消毒方法については、例えば厚生労働省HPの「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」等を適宜参照。**
- ・ オフィスは、可能な限り常時窓を開けて換気します。窓を常に開けられない場合は、定期的に窓を開けて（1時間に2回、1回当たり5分以上）外気を入れるか、法令を遵守した空調設備等による常時換気を行います。また、乾燥を想定して湿度40%以上を目安に加湿します。必要に応じてCO₂センサーを設置し、換気状況を常時モニター（1,000ppm以下を維持）することも有益です。**なお、CO₂測定装置を設置する場合、室内の複数箇所で測定し特に換気が不十分となりやすい場所に設置します。また、HEPAフィルタ式空気清浄機やサーキュレーターの補助的併用も推奨します。**
- ・ 会議や打ち合わせは、可能な場合オンラインで行います。
- ・ **車輦での移動の場合にも正しいマスク着用、換気徹底を実施します。**

3.1.3. 休憩時間等における感染予防対策

- ・ 休憩室内が密集しないよう、休憩時間に時差を設け、同時に利用する人数を制限します。
- ・ 休憩室内のテーブルやいす等は、使用の前後に消毒液でふき取り消毒します。
- ・ 休憩室利用中は、常時窓を開けて換気します。窓を常に開けられない場合は、定期的に窓を開けて（1時間に2回、1回当たり5分以上）外気を入れるか、法令

を遵守した空調設備等による常時換気を行い、エアロゾル感染を予防します。また、乾燥を想定して湿度40%以上を目安に加湿します。必要に応じてCO₂センサーを設置し、換気状況を常時モニター（1,000ppm以下を維持）することも有益です。

- ・ 飲食時以外は、休憩時間中も常にマスクを**正しく**着用します。
- ・ 飲食時は、他の従業員と互いに正面で向き合わず、1m以上を確保するようにとめ、できるだけ会話も控えます。
- ・ 喫煙室では、同時に利用する人数を制限し、マスクを外した喫煙中は会話や**携帯電話での通話**を控えます。
- ・ 食事後の歯磨きの際は、換気の不十分な洗面所に複数の従業員が密集しないようにします。歯磨き中のマスクを外した状態での会話は控えます。

3.1.4. キャンパーとの接客・対応における従業員の感染予防対策

- ◇ 受付などキャンパーと従業員が対面する場所は、透明のアクリル板やビニールカーテンなどで飛沫感染を予防します。
- ◇ キャンパーに接客する際には、マスクを**正しく**着用し、咳エチケットを守ります。
- ◇ キャンパーと接客・対応する従業員は、定期的に手洗い・手指消毒を行い、接触感染を予防します。
- ◇ キャンパーが使用した用具・器具の受け取り等の業務後は、手洗い・手指消毒を行います。
- ◇ 管理棟や受付など、多くのキャンパーが利用する場所は常時換気します。
- ・ キャンプ場が実施するイベントや体験プログラム等は、従業員や他のキャンパーへの感染リスクを検討し、必要に応じてより安全な実施場所や実施内容に変更するか、中止します。

3.1.5. 清掃業務における感染予防対策

- ・ 清掃時には、マスクとゴム手袋を着用します。**鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛り**、使用したゴム手袋は、表面に触れないようにして外して廃棄し、再利用はしないようにします。
- ・ 従業員がゴミの回収、廃棄、ゴミ集積場の清掃を行う際には、マスクに加えて**ゴーグル**またはフェイスシールド、ゴム手袋を着用します。
- ・ 清掃やごみ処理後は、直ちに石鹸で手洗いするか、アルコール溶液で消毒します。使用したマスクとゴム手袋は廃棄します。

3.2. キャンパーの感染予防対策

3.2.1. 感染しているキャンパーの来訪による感染予防対策

- ・ チェックイン時にキャンパー全員の検温と体調確認を行います。
- ◇ 発熱等の感染が疑われる症状が見られるキャンパーおよびその同行者には、キャンプ場の利用をお断りし、医療機関等の受診をお勧めします。
- ◇ 新型コロナウイルス感染症感染者と濃厚接触したか、海外から帰国・入国し健康観察期間中の方かをチェックイン時に確認し、該当するキャンパーおよびその同行者の利用をお断りします。
- ◇ 受付時など、あらかじめ、キャンプ場を利用するキャンパーに氏名、年齢、住所、電話番号、携帯番号、携帯メールアドレスなど追跡可能な連絡先を登録してもら

います。また、接触確認アプリ（COCOA）や各地域通知サービス、**キャンパーのQRコード読取**の利用を奨めます（COCOAは、携帯電話をマナーモードで利用する際、電源及びBluetoothをonにして使用するよう説明）。

3.2.2. 従業員との接触による感染予防対策

- ・ キャンパーと会話をしたり説明したりする場面では、従業員は必ずマスクを**正しく**着用します。
- ・ **接触防止の観点から電子マネーやキャッシュレス決済の導入を奨励します。なお、カード類や現金の受け渡しにはコイントレーを活用します。**
- ・ 受付や用具のレンタル、器具の使用方法を説明する時など、従業員がキャンパーに近づく機会を最小限にします。

3.2.3. 他のキャンパーとの接触による感染予防対策

- ・ キャンプサイト、炊事場やゴミ処理、バーベキューサイト、トイレ、シャワー、洗面所使用時など、他のキャンパーと接触する可能性のある場面では、マスクを**正しく**着用し、互いに一定の距離（1～2m）を保つよう要請します。
- ・ 同グループのキャンパー間の感染を予防するため、以下の点に注意します。
 - ✓ テントやコテージは、できるだけ日常同居している人同士で利用します。やむを得ず同居している以外の人と同じテントやコテージを利用する場合は、常にマスクを**正しく**着用し、咳エチケットを徹底するとともに、テントの入口やコテージの窓、ドアを開けて換気します（室温が下がらない範囲の常時換気、乃至は1時間に2回、1回に5分以上のこまめな換気）。
 - ✓ テントやコテージの入口に消毒液を置き、手指消毒をしてから中に入るよう徹底します。
 - ✓ **整列させる場合には、列にマークを付ける等、人と人との十分な間隔を空けた整列を促します。**
 - ✓ 食事の際は、バーベキューなど屋外で食べる場合でも、互いに1m以上の距離を取り、正面で向き合うことを避けます。マスクを着けていない飲食時はできるだけ会話を控え、会話をする時はマスクを着用します。
 - ✓ 料理はできるだけ一人分ずつ盛り付け、大皿から自分の箸等で料理を取らないようにします。
 - ✓ キャンパーには大声や、歓声、歌唱を控えてもらうようにし、**マスクを着用している場合であっても、会話を短く切り上げる等の対応が望ましい旨周知します。また、大音量のBGMは大声での会話を誘発する可能性があるため、BGMの音量を上げすぎないように留意します。**

3.2.4. 施設や空間の共有・備品類の共用による感染予防対策

- ・ レンタル用具などの共同で使用する備品やトイレや炊事場といった共同利用施設を利用した後は、手洗いまたは手指消毒を徹底します。また、共用のタオル等の**設置は中止し**、ペーパータオルを設置する、個人用タオルを持参する等により、共用による感染を防ぐようにします。

4. 感染が疑われる症状のある従業員・キャンパーへの対応

4.1. 感染が疑われる症状とは

- ・ 発熱（37.5℃以上）、咳、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、喉の痛み、下痢、嗅覚・味覚の異常のいずれかがある場合

- ・ 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

4.2. 感染が疑われる症状のある従業員への対応

4.2.1. 自宅・出勤前

- ・ 出勤前に感染が疑われる症状がある場合には、出勤せず、医療機関を受診します。

4.2.2. 出勤時

- ・ 出勤時の検温や体調確認で、発熱や咳など感染が疑われる症状が出た場合には、帰宅し、必要に応じて医療機関を受診します。帰宅または医療機関に行くまでは、他の従業員やキャンパーとの接触を避けます。

4.2.3. 業務中

- ・ 業務中に発熱や咳など感染が疑われる症状が出た従業員は、速やかに帰宅させるとともに、医療機関等への相談・受診を勧めます。当該従業員とマスクなしで接触した従業員についても、状況が判明するまで他の従業員やキャンパーとの接触を控えます。

4.2.4. 簡易検査キットによる検査

- ・ 出勤後に少しでも体調が悪い従業員が見出された場合や従業員が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、かかりつけ医や受診・相談センターに相談する。すぐに受診出来ない場合で、可能であればその従業員に対し、抗原簡易キットを活用して検査を実施します。
抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場合、保健所ので了承を得た上で、陽性となった従業員と接触のあった他の従業員に対して PCR 検査等を速やかに実施します。

※抗原簡易キットの購入にあたっては、

- 1 連携医療機関を定めること
- 2 検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること
- 3 国が承認した抗原簡易キットを用いること

が必要です。

これら具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、下記 URL 参照。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf>

(令和3年6月25日事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順(第2版)について」)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf>

(令和3年8月13日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」)

4.3. 感染が疑われる症状のあるキャンパーへの対応

4.3.1. 旅行出発前

- ・ 出発前に発熱や咳など感染が疑われる症状がある場合には、キャンプ場への来場を控えるよう、予め案内します。

4.3.2. キャンプ場到着・受付時

- ・ キャンプ場到着時・受付時に、発熱や咳など感染が疑われる症状が見られるキャンパーおよびその同行者には、キャンプ場の利用をお断りし、医療機関等の受診をお勧めします。

4.3.3. キャンプ中

- ・ キャンプ中に発熱や咳など感染が疑われる症状が出たキャンパーが居た場合に

は、グループ全体に帰宅を促すとともに、マスクなしで接触した従業員についても、状況が判明するまで他の従業員やキャンパーとの接触を控えます。

5. キャンパーへの協力要請

感染防止のため利用者が遵守すべき事項をまとめ、ウェブサイトや受付など適切な場所に掲示します。

【掲示例】

■キャンプ場に来る前に

- ◇ 自宅出発前に検温と体調確認を行い、発熱（平熱より1℃以上高い）や咳、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、喉の痛み、下痢、嗅覚・味覚の異常など感染症の疑いがある方は、ご来場をお控えください。
- ◇ キャンプ場は原則として日常生活を共にしているメンバーで利用してください。それ以外のメンバーでキャンプをする際にはできるだけ人数を絞り、各人が個別のテントやキャビンで就寝するようにしてください。

■チェックイン

- ◇ チェックイン時には、ご来場者全員の検温と体調確認をさせていただきます。
- ◇ 発熱や体調がすぐれないなど感染症の疑いがあるお客様は、ご来場されても入場をお断りさせていただくことがございます。
- ◇ 受付時など、あらかじめ、キャンプ場を利用するキャンパーに氏名、年齢、住所、電話番号、携帯番号、携帯メールアドレスなど追跡可能な連絡先を登録していただきます。また、接触確認アプリ（COCOA）や各地域通知サービスの利用をお奨めします（COCOAは、携帯電話をマナーモードで利用する際、電源及びBluetoothをonにして使用）。これらアプリは、Google Play StoreやApple Storeからダウンロードできます。

■キャンプ場内での感染予防

- ◇ 管理棟を含む建物内及び屋外でも他人との距離を十分取れない恐れがある場合には、常にマスクの正しい着用・咳エチケットをお願いします。
- ◇ 管理棟及びキャンプ場内の各所に消毒液を設置してあります。石鹸を使った手洗いとあわせて、手指消毒にご協力ください。
- ◇ キャンプ場内では、大声を出したり、歓声及び歌唱を行わないようご協力をお願いします。
- ◇ 食事の際は、バーベキューなど屋外で食べる場合でも、互いに1m以上の距離を取り、正面で向き合うことを避けてください。マスクを着けていない飲食時はできるだけ会話を控え、会話をする時はマスクの着用をお願いします。
- ◇ コテージやキャビンに泊まる場合には、窓、ドアを開けて換気をお願いします（室温が下がらない範囲の常時換気、乃至は1時間に2回、1回に5分以上のこまめな換気）。
- ◇ 料理はできるだけ一人分ずつ盛り付け、大皿から自分の箸等で料理を取らないようにしてください。
- ◇ シャワーや洗面所等、マスクを外して利用する施設内では、会話を控えてください。
- ◇ キャンプ場では感染防止のための規則およびスタッフの指示に従ってください。

■利用中の体調確認

- ◇ 毎朝、検温と体調確認をしてください。
- ◇ 体温計は各自で持参して下さるようお願いいたします。体温計をお持ちでない場合は、キャンプ場で貸し出し用の体温計を準備しています。

■体調がすぐれないとき

◇ 発熱など体調が悪い場合は管理棟スタッフへお知らせください。

■キャンプ場利用後に陽性と判定された場合

◇ キャンプ場利用後 14 日以内に陽性判定を受けた場合には、積極的疫学調査への協力のため、キャンプ場に連絡をお願いします。

6. キャンプ場利用後のキャンパーが陽性と判定された場合

6.1. キャンパーの緊急連絡先の事前登録

- ・ 受付時など、あらかじめ、キャンプ場を利用するキャンパーに氏名、年齢、住所、電話番号、携帯番号、携帯メールアドレスなど追跡可能な連絡先を登録していただけるよう依頼します。更に、接触確認アプリ（COCOA）や各地域通知サービスの利用を奨励します（COCOA は、携帯電話をマナーモードで利用する際、電源及び Bluetooth を on にして使用）。

6.2. キャンパーからキャンプ場への陽性判定報告

- ・ キャンプ場利用後 14 日以内に陽性判定を受けた場合、利用箇所の消毒等が必要となる可能性があるため、キャンプ場に連絡するよう依頼します。

6.3. 積極的疫学調査への協力

- ・ キャンプ場利用後 14 日以内に陽性判定を受けた場合、同時に施設を利用していた他のキャンパーへの連絡等を実施する可能性があるため、保健所が実施する積極的疫学調査への協力を依頼します。

6.4. 情報発信・広報

- ・ キャンプ場利用者または従業員が陽性と判定された場合は、プレスリリース等により、消毒の実施や濃厚接触者の特定・自宅待機等の対応について情報発信し、他のキャンパーや地域住民が安心できるよう配慮します。

7. 感染防止対策の周知・情報提供

本ガイドラインに基づいて感染防止対策を実施しており、キャンパーの皆様に安心してキャンプ場をご利用いただけることをホームページや施設内の掲示等で発信します。

以 上